

# 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則

(平成 25 年 4 月 1 日 25 産規則第 1 号)

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第 8 条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 センターの目的は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における共同研究等の促進を図り、もって科学技術の発展と本学の教育研究に資すること。
- (2) 産官学連携による研究開発及びベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進すること。
- (3) 知的財産の保護及び活用を推進し、併せて本学で生じた研究成果を基に起業した企業及び起業しようとする本学の教員に必要な支援を行い、新技術の創造による新産業の創出に寄与すること。
- (4) 高度な専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成すること。
- (5) 知的財産に関する教育研究を行うとともに、知的財産の保護及び活用を担う人材を育成すること。
- (6) 本学の研究理念を実現するため、全学的な重点研究プロジェクトを推進するとともに、若手教員の研究開発プロジェクトを支援し、全学的な視点から研究開発を戦略的に進めること。

## (定義)

第 3 条 この規則において「共同研究等」とは、国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程に定める共同研究及び国立大学法人東京農工大学受託研究取扱規程による受託研究等学外の諸機関等と共同して行う研究並びに本学の教員が共通の課題について共同して行う研究をいう。

## (事業)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本学の研究開発及び産官学連携推進の戦略調整に関すること。
- (2) 外部資金の導入の促進及び支援に関すること。
- (3) 全学的な重点研究開発プロジェクトの推進に関すること。
- (4) 若手教員の研究開発プロジェクトの支援に関すること。
- (5) 共同研究等を行う者、本学で生じた研究成果を基に起業した企業及び起業しようとする本学の教員並びに第 12 号の教育研究を行う者に対する施設の提供及び助言等の必要な支援に関すること。
- (6) 知的財産の保護及び活用の推進に関すること。
- (7) 学外の諸機関等の技術者に対する技術教育及び援助に関すること。
- (8) 企業、その他の学外の諸機関等に対する学術情報の提供及び技術相談に関すること。

- (9) 研究開発プロジェクトの推進、共同研究及びインキュベーション等を行う施設及び設備等の運営に関すること。
- (10) 産官学連携及び知的財産に係る教育研究に関すること。
- (11) センター職員の能力開発プログラムの作成及び実施に関すること。
- (12) 大学院学生等の自由な発想と創造性を育成する教育研究に関すること。
- (13) その他センター長が必要と認めた事業に関すること。

(センター長)

第5条 先端産学連携研究推進センター長(以下「センター長」という。)は、学術・研究担当副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置く。

2 副センター長は、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第13条第1項第5号に規定する者のうちから研究院ごとに1人をセンター長が指名する。

3 副センター長は、センター長を補佐する。

4 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する副センター長が、その職務を代行する。

5 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 センターに、第4条に掲げる事業を実施するため、専任教員を置く。

(リサーチ・アドミニストレーター)

第8条 センターに、次の各号に掲げるリサーチ・アドミニストレーターを置く。

(1) 総轄リサーチ・アドミニストレーター

(2) 統括リサーチ・アドミニストレーター

(3) 主任リサーチ・アドミニストレーター

(4) リサーチ・アドミニストレーター

2 総轄リサーチ・アドミニストレーターは、学長特任補佐をもって充て、センター長及び副センター長を補佐するとともに、前項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーターの業務を総轄する。

3 第1項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーターは、専任教員と協力して第4条に規定する事業を遂行する。

(チーム)

第9条 センターに、先端研究推進チーム、産学連携推進チーム及び総合研究支援チームを置く。

2 次の各号に掲げるチームにそれぞれチーム長を置き、当該各号に定める者のうちからそれぞれセンター長が指名する。

- (1) 先端研究推進チーム 統括リサーチ・アドミニストレーター
- (2) 産学連携推進チーム 専任教員
- (3) 総合研究支援チーム 統括リサーチ・アドミニストレーター

3 チームについて必要な事項は、別に定める。

(客員教授及び客員准教授)

第 10 条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

- 2 客員教授等は、委員会の議を経て、学長が委嘱する。
- 3 客員教授等は、非常勤とする。

(アドバイザーボード)

第 11 条 センターに、学内外の関係者及び有識者からなるアドバイザーボードを置く。

- 2 アドバイザーボードに議長を置き、学術・研究担当副学長をもって充てる。
- 3 アドバイザーボードは、センターの事業に関する評価及び助言を行う。
- 4 その他アドバイザーボードについて必要な事項については、別に定める。

(運営委員会)

第 12 条 センターの事業の運営のため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの中期計画及び年度計画の実施に関する事項
  - (2) センターの規則、規程等の制定及び改廃に関する事項
  - (3) 教育研究評議会から委任された事項
  - (4) 所掌事項に係る国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会への協力に関する事項
  - (5) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第 2 条第 2 項の規定に基づく専任教員の選考は、委員会の下に置かれる選考委員会が行う。
- 3 その他選考委員会等について必要な事項は、別に定める。

第 13 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総轄リサーチ・アドミニストレーター
- (4) チーム長
- (5) 農学研究院及び工学研究院から選出された研究院を本務とする教授 各 2 人
- (6) 研究国際部長
- (7) 研究国際部研究支援課長

(8) その他委員会が必要と認める者

- 2 前項第5号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センターの事務は、関係部局の協力を得て研究国際部研究支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により、最初に指名される第6条に規定する副センター長並びに第13条第1項第5号及び第8号に規定する委員会委員の任期は、第6条第5項及び第13条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 第6条から第10条まで（第9条第1項を除く。）に掲げる者のほか、平成25年度に限り、産学官連携研究員を置くことができる。
- 4 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則
  - (2) 国立大学法人東京農工大学研究戦略センター運営規則